

企業相談窓口相談員によるワンポイントセミナー開催のお知らせ【無料】



解説 裁判から見えてくる “同一労働 同一賃金”の判断基準

開催日：平成30年**11月27日**(火)



最高裁・地裁で出された6つの事件の判決を比較し、判例のポイントと判断基準について解説します。来春には正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止となる、働き方改革関連法が施行される予定です。セミナー終了後は講師に直接、個別相談もできますのでぜひご参加ください。

開催日：平成30年11月27日(火)

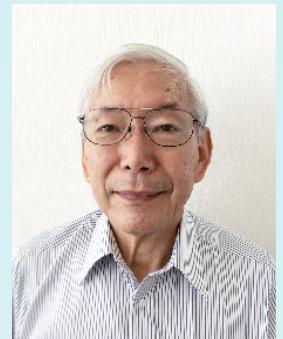
時間：15:00～16:30(受付開始/14:30)

会場：こうとう若者・女性しごとセンター セミナールーム

【住所】〒136-0071 江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ9F

【最寄駅】JR総武線「亀戸駅」北口より徒歩2分 / 東武亀戸線「亀戸駅」より徒歩2分

対象：区内中小企業の経営者、人事労務担当者



講師 石山 浩一氏 特定社会保険労務士

長年労働組合の仕事に従事した関係で、働く側の気持ちを深く理解しており、同時に、労働条件などについて会社と協議を重ねた経験から、経営の大切さや難しさも理解しています。労使間の問題解消をモットーに、働く人と経営者の橋渡しができるようサポートいたします。



昨年度より、当センターでは東京都社会保険労務士会江東支部とも連携し、毎週火曜日に人材活用に関する企業相談窓口をセンター内に開設しております。人材採用のみならず、定着および離職防止など、人材活用にまつわる課題を幅広く解決することを目的としております。なお、相談窓口の開設と併せ、タイムリーな人材労務の話題を中心に、相談員によるワンポイントセミナーを随時開催いたします。

こうとう若者 ♡ 女性しごとセンター

〒136-0071 江東区亀戸 2-19-1 カメリアプラザ9F **お申込みは FAX またはお電話にて**

TEL:03-5836-5161 FAX:03-3637-2351

【利用時間】平日 9:30～18:00/ 土曜 9:30～17:00 【休業日】日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)

詳細はHPを
ご覧ください

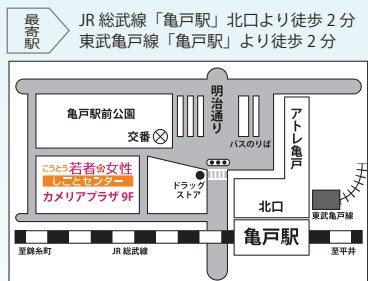
こうとう 仕事

検索

<http://koto-shigoto.jp/>



※この事業の運営は、江東区がパーソルテンプスタッフ株式会社に委託して行っています。



こうとう若者・女性しごとセンター

企業相談窓口相談員によるワンポイントセミナー参加申込書

【開催日】平成30年11月27日(火)15:00～16:30

【会場】こうとう若者・女性しごとセンター セミナールーム

■下記ご記入の上、FAXにてお申込み下さい■

フリガナ		
貴社名		
フリガナ		
参加者氏名①		
フリガナ		
参加者氏名②		
ご連絡先	TEL	
	FAX	

※会場の都合上、ご参加は1社につき最大2名様までとさせていただきます。

FAX:03-3637-2351

【お申込み時にお伺いする個人情報の取扱いについて】次の目的にのみ使用し、第三者へ提供することはありません。

①セミナーを予約させていただくためのご本人確認のため

②必要に応じての予約確認や変更時の事前連絡及び当事業の今後のセミナー等ご案内のため

【お問合せ先】こうとう若者・女性しごとセンター 〒136-0071 江東区亀戸2-19-1カメラプラザ9階

Tel.03-5836-5161【受付時間】平日9:30～18:00/土曜9:30～17:00【休館日】日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)

※この事業の運営は江東区がパーソルテンプスタッフ株式会社に委託して行います。

江東区役所 経済課 雇用支援担当 Tel.03-3647-8581(直通)